

令和 3 年 6 月 3 日

情報流通行政局長 殿

電波監理審議会

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望

本年 4 月 14 日の電波監理審議会における株式会社東北新社メディアサービスの認定の取消しに関する報告に併せて、株式会社フジ・メディア・ホールディングスが平成 24 年から平成 26 年までの間、一時的に外資規制に抵触していた事実について、総務省から説明があった。

衛星基幹放送の業務の認定の申請者や認定放送持株会社において、現行の外資規制への抵触が立て続けに判明したことに鑑み、総務省においては、今後、現行の外資規制自体の在り方について改めて検証することとしている。

衛星基幹放送の業務及び認定放送持株会社のいずれの認定についても諮問を受け答申した当審議会としても、このような事態を憂慮するものであり、総務省が今後実施する検証において、以下の事項について、総務省がその立法理由をまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

1 間接支配について

現行の外資規制には、放送法第 93 条第 1 項第 7 号において、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送は直接支配の外資規制はあるが、地上基幹放送とは異なり、間接支配の外資規制は適用されないといった差異があること。

2 事情勘案に関する条項について

電波法第 75 条第 2 項及び放送法第 103 条第 2 項において見られるような間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消さないことができることとする規定が認定放送持株会社については設けられていないといった差異があること。

3 違反状態是正のための措置について

外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。

以上